

市公式LINEを リニューアル!

詳しくは4ページに



木造住宅の耐震診断、耐震改修の補助制度を拡充します…2 防災ベッド・危険なブロック塀の撤去費を一部補助します…3 市公式LINEリニューアル!新たな機能を追加…4 南房総市消防団 新体制が始まりました…5 災害への備えはできていますか?…6 児童手当制度のご案内…8 介護保険料のお知らせ…9 南房総市役所を会場に狩猟免許試験が開催されます!…10 市民提案型まちづくりチャレンジ事業…12 健康だより…13 国民健康保険税納税通知書 後期高齢者医療保険料額決定通知書…14 役員決定!行政連絡協議会…15 11月の検針分から水道料金を改定します…16 貯水槽水道の適切な管理をお願いします…17 教育長・教育委員決定…17 エコ☆ニュース…18 ペットボトルキャップ回収運動…19 農業委員会委員紹介…20 公園の名称を募集します!…22 情報公開制度 個人情報保護制度運用状況…23 図書館だより…24 こそだて…25 そうだん…26 今月の掲示板…27 めっけたあ!!おらがの文化財…30

木造住宅の耐震診断、

耐震改修の

補助制度を拡充します

耐震改修工事 補助金

最大 **150万円**

耐震改修設計、監理、工事費用の3分の2

元日に発生した能登半島地震によりたくさんさんの木造住宅が被害を受けました。地震に備えてお住まいの木造住宅の耐震性について再度確認してみましょう。



◆補助金の対象者

耐震診断で総合評点が1.0未満の市内の木造住宅を所有し、住んでいる市民の人
市税などに滞納がない人

※そのほか条件あり



総合評点とは？



建物の耐震性を客観的に示す数値です。例えば総合評点が0.4の家は震度6弱で倒壊する可能性が高いですが、総合評点が1.0の場合、同じ震度6弱でも倒壊や崩壊の可能性が低くなり、安全に避難できる可能性が高まります。

住まいの
無料相談会

耐震診断

耐震診断設計、耐震改修工事

市の補助を受けて耐震改修をするには、相談会に参加の上、耐震診断をして、診断結果に基づいて耐震設計などを行う必要があります。

補助制度は①耐震診断 ②耐震改修 ③防災ベッド の3種類があります。住宅の建築年などにより補助制度が受けられない場合があります。以下のフロー図で確認してください。

平成12年5月31日以前に
着工された木造住宅

平成12(西暦2000年)年6月1日
以後に着工された木造住宅

住まいの無料相談会
※事前予約制

補助対象外
現在の耐震基準で建てられた住宅のため

耐震診断
補助金

最大 **10万円**
木造住宅耐震診断
費用の3分の2

①耐震診断

木造住宅耐震診断の結果が
総合評点で1.0未満

木造住宅耐震診断の結果が
総合評点で1.0以上

耐震改修設計、監理、工事
または防災ベッドの補助対象

補助対象外

②耐震改修設計など

③防災ベッド

耐震化完了

申
問

建設課
☎ 33-1101

防災ベッドの費用の一部を補助します

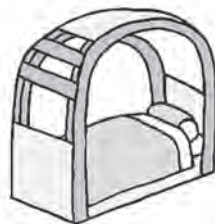
防災ベッド
補助金

最大 **15万円**

購入費用の3分の2の額

◆補助金の対象者

耐震診断で総合評点が1.0未満の市内の木造住宅を所有し、住んでいる市民の市税などに滞納がない人
※そのほか条件あり



◆補助対象の防災ベッド

公的機関などにより安全性の評価を受けたベッド
※そのほか条件あり

ブロック塀
補助金

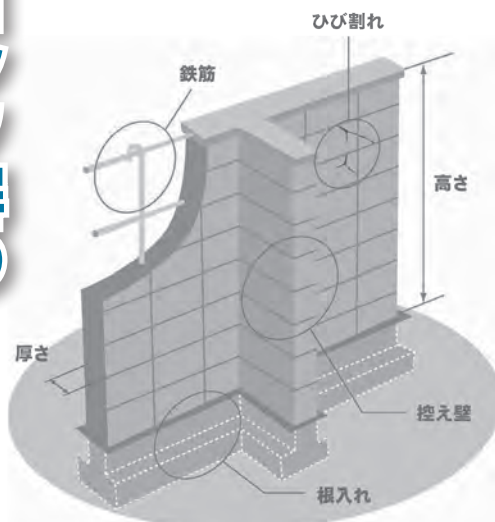
最大 **10万円**

- ①撤去費用にかかった額の2分の1
または
- ②撤去面積(m²)×1万円の2分の1
どちらか少ない方の額

平成30年に発生した地震によりブロック塀が倒壊し通行人が犠牲になる事故が起きました。身の回りのブロック塀に倒壊のおそれがないか、再確認してみましょう。

危険な
ブロック塀の

撤去費を
一部補助
します



パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会
2013.1 をもとに国土交通省において一部変更

倒壊などのおそれがある 危険なブロック塀とは？

- ☐ 塀の高さが2.2m以上ある
- ☐ 控え壁がない
- ☐ 塀の厚さが10cmない(2m超えの塀は15cm)
- ☐ コンクリート基礎がない
- ☐ 傾きやひび割れがある
- ☐ 鉄筋が入っていない
- ☐ 地中に埋まっている基礎部分(根入れ)が20cm以下である

◆補助対象のブロック塀

- ①道路に面していて高さが1.2mを超えるもの。
- ②コンクリートブロック、石、レンガ造の塀。
そのほかの組造の塀。
- ③市が「ブロック塀の診断カルテ」において危険と判断したもの(事前調査で判定)。
以上3点すべてに当てはまる塀が対象です。

◆補助金の対象者

- ①ブロック塀を所有または管理している人で
市内に住所を有する個人
 - ②市税に滞納がない
 - ③過去にこの補助金をうけていない
- 以上3点すべてに当てはまる人が対象です。

補助金取得のフロー

市に申込み

事前調査

申請

交付決定通知が
届いたら

ブロック塀撤去

実績報告

金額確定通知が
届いたら

補助金の請求

補助金振込

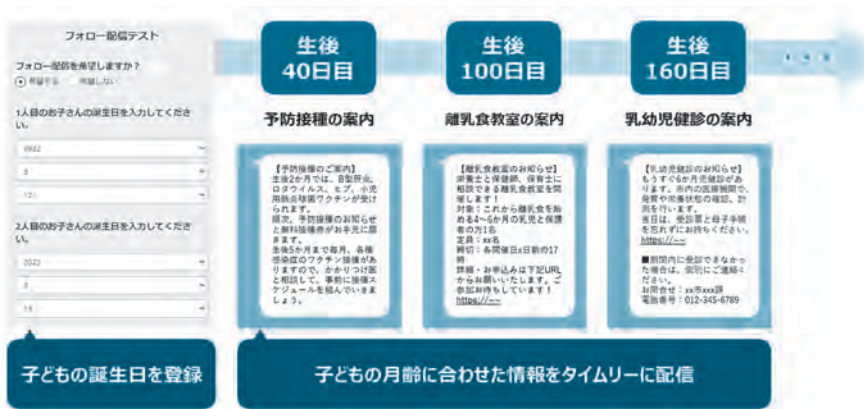
市公式LINEリニューアル!

新たな機能を追加

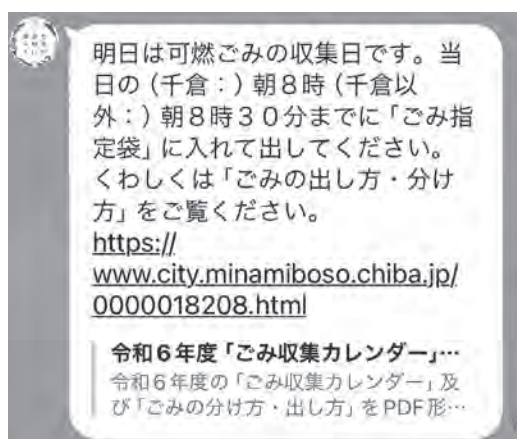
令和4年12月から公開していた「市公式LINE」を、この5月にリニューアルしました。追加された機能は次のとおりです。

フォロー配信機能

子どもの月齢に合わせた子育て情報をタイムリーに配信します。

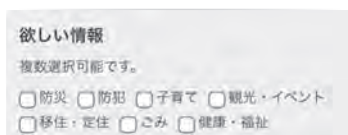


定期配信機能



セグメント配信機能

利用者が選択した欲しい情報だけが届きます。



申問 秘書広報課

33-1002

既に友だち追加してくれている人は、受信設定をお願いします



トーク画面下部にある「リッチメニュー」の右下にある「受信設定」をタップし、案内に従って入力してください。

設定する項目

- 基本設定
 - ごみ出し通知設定
 - 子育て情報配信設定
- それぞれ1〜2分程度で出来ます!

まだ友だち追加していない人は、この機会に!



右の二次元コードから友だち追加をお願いします。



友だち追加をすると右のように挨拶メッセージが配信されます。下部の3つから受信設定をお願いします。

友だち追加して、日々の生活をより豊かにしていきます!

南房総市消防団

新体制が始まりました

令和6年4月1日、南房総市消防団の辞令交付式が行われ、団長に新井英明さん(千倉町忽戸)、副団長に佐久間真一さん(和田町中三原)、山田隆治さん(富浦町原岡)が就任しました。



山田副団長



佐久間副団長



新井団長

各支団の体制は次のとおり

(敬称略)

問 消防防災課

☎ 33-1052

第1支団(富浦地区)

支団長 渡邊 大
副支団長 田中 泰夫
副支団長 和泉澤 充



渡邊支団長

第2支団(富山地区)

支団長 青木 芳和
副支団長 小芝 寛海
副支団長 若林 祐司



青木支団長

第3支団(三芳地区)

支団長 小芝 剛史
副支団長 軽込 祐輔



小芝支団長

第4支団(白浜地区)

支団長 林 暁
副支団長 保田 勝実
副支団長 森 盾一郎



林支団長

第5支団(千倉地区)

支団長 佐野 博之
副支団長 三田 幸信
副支団長 山本 俊也



小泉支団長

第6支団(丸山地区)

支団長 小島 盛
副支団長 加瀬 弘道
副支団長 青木 啓文



小島支団長

第7支団(和田地区)

支団長 小泉 哲也
副支団長 小滝 智也
副支団長 真田 和宏



佐野支団長



災害への備えは できていますか？

災害に備えて

近年、大雨や台風、地震などの大きな被害をもたらす災害が日本各地で発生しています。

台風が通り過ぎるまでの間、避難所で過ごすような「短期避難」を行う場合でも、避難中の食べ物や、寝るための毛布など、各自が使用する生活用品を持参できるように備えましょう。

「避難」とは

「難」を「避」けること

自宅での安全確保が可能な人は、リスクを負ってまで避難場所に行く必要はありません。

新型コロナウイルス感染症は、扱いが第5類相当となりましたが、依然として感染力は強い状態です。

避難所での感染拡大を防ぐため、マスクや体温計、使い捨てスリッパなどの室内履きも持参し、自身を感染から守るよう心がけてください。

また避難所での飛沫感染防止対策やパーソナル空間を確保するために、簡易テントを持ち込みする場合には、縦

横2m10cmまでのサイズなら持ち込み可能です。

問 消防防災課

☎ 33-1052

そのほか感染の疑いのある人（発熱や倦怠感など）は、周囲の避難者への2次感染を防ぐためにも指定避難所ではなく、自宅の安全な場所や車中での避難も検討してください。

ブルーシートや土のう袋は

各自で用意を！

大きな災害が発生するとブルーシートや土のう袋が必要となる場合があります。いざ欲しい時にお店に行ったら、売り切れだったということも十分、考えられます。

お店に商品があるうちに各自で準備し、もしもの時のために備蓄しておきましょう。



各世帯で事前に準備しておきたい備蓄品(参考)

非常食(保存食、缶詰など)

防災用ヘルメット・防災ずきん

服装(衣類・下着(2~3組)、雨具など)

救急用品(絆創膏、包帯、消毒液、お薬手帳、常備薬など)

身分証明書(免許証、マイナンバーカード、保険証など)

防寒対策(使い捨てカイロ、ブランケットなど)

照明器具(懐中電灯、ろうそくなど)

情報端末(携帯ラジオ、予備乾電池、充電器など)

軍手、筆記用具(ノート、鉛筆など)、上履き、貴重品(通帳、印鑑、現金など)

感染症対策(マスク、アルコールウェットティッシュ、体温計など)

乳幼児のいる家庭は、粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ、お尻ふきなど

カセットコンロ、予備のボンベ、トイレトペーパーなど

【食糧品】(1人3日分を目安に!!)

食糧品9食分(レトルト米飯、即席麺、缶詰、レトルトスープ、チョコレートなど)、

飲料水9リットル(1日3リットルを3日分)



避難所混雑状況

確認できます

避難所に向かったのに混雑または満員になっていて、別の避難所に移動しなければならぬといった状況を避けるため、混雑状況見える化サービス（VACAN）を導入しています。

避難をする際に事前に混雑状況を確認し、空いている避難所に向かう目安としてください。

避難所混雑状況
見える化サービス
二次元コード



災害時に

情報を発信しています

市では、防災行政無線のほかに、登録メールによる情報発信や、ホームページ、SNSを活用した情報発信も行っています。

安全安心メール登録手順

災害時に気象情報発表や避難所開設情報を発信する安全安心メールを登録しましょう。

登録するアドレスは次の通りです。

受信許可登録する
メールアドレス

minamiboso-
city@raidens3.
ktaiwork.jp

※迷惑メールの設定によって、受信できない場合がありますので、携帯端末の受信許可設定の確認をお願いします。

新規登録の人、登録内容の変更をしたい人は、二次元コードから読み込んだアドレスに空メール送信をお願いします。

安全安心メール登録用二次元コード



※二次元コードが読み取れない時は、以下のアドレス [bousai.minamiboso-city@raidens3.ktaiwork.jp] を直接、入力してください。

自宅にある戸別受信機は

受信できますか？

戸別受信機は、市が発表する防災情報や避難情報をいち早く受け取るための重要なツールです。

戸別受信機が機能しているか確認のため、毎日、午前7時、正午、午後5時にメロディの試験放送を行っています。メロディが流れていない場合は、電波が受信できていないか、受信機本体の故障の可能性があります。



戸別受信機の調子が悪い、音が鳴らないなどの症状が見られたら、消防防災課までお問い合わせください。

問 消防防災課 ☎ 33-1052

戸別受信機をよくある相談

Q1

放送が流れたあと、「ピッ、ピッ、ピッ」と音が鳴って止まらない。

A1

戸別受信機の中に、非常時に持ち出して避難先で放送を受信できるよう乾電池（単一電池2本）が入っています。中に入っている乾電池が古くなってきていることを知らせる通知音なので、電池を新しいものに交換してください。本体正面にある乾電池と表示されている部分が赤く点灯すれば、正しく電池をセットできています。

Q2

放送が流れたあと、録音と表示された部分のランプが点滅を繰り返している。

A2

戸別受信機は、過去の放送を10件まで録音する機能があります。ランプの点滅は録音数が最大まで録音されていることを知らせるためのものです。点滅を解消するには、本体正面右側にある【再生/次へ】のボタンを音が変わるまで、連続して押す必要があります。

児童手当制度のご案内

趣旨

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援することを目的にしています。

支給対象

市内に住所を有し、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している人

支給額

- 3歳未満／一律 1万5千円
- 3歳以上小学校修了前
第1子・2子 1万円
第3子以降 1万5千円
- 中学生／一律 1万円

※児童を養育している人の所得が表の

①以上②未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、児童を養育している人の所得が②以上の場合、児童手当などは支給されません。

収入額の目安は給与収入のみで計算しており、あくまで目安になります。

実際は、様々な控除をした後の所得額で確認します。

扶養親族などの人数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

問

子ども教育課
☎46-2936

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の10日にそれぞれの前月分までを支給します（10日が土・日・祝日の場合は直前の平日となります）。

支給手続き

認定請求

お子さんが生まれた場合や、ほかの市区町村から転入した場合には、市の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

市の認定を受ければ、原則として申請した月の翌月分の手当から支給します。

認定請求に必要な書類

- ・請求者の健康保険証
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の個人番号カードまたは記載事項に変更履歴のない通知カードと身元確認書類（運転免許証など）

※そのほか、必要に応じて提出書類が追加されることがあります。

現況届の提出が必要な人

次の人は、提出が必要です

（提出先 子ども教育課）

①離婚協議中で配偶者と別居している受給者

②配偶者からの暴力などにより、住民票を本市ではない市区町村に置いたまま、本市から児童手当を受給している受給者

③支給要件児童の戸籍や住民票がない受給者

④法人である未成年後見人、施設などの受給者

⑤そのほか、市から提出の案内があった受給者

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お知らせ

令和6年10月に児童手当法制度の改正が予定されています。詳細が決まり次第、広報紙やホームページでお知らせする予定です。

児童手当の各種手続きは、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンライン申請することもできます。詳しくは、ぴったりサービスをご確認ください。



マイナポータル
「ぴったりサービス」

65歳以上の人へ 介護保険料のお知らせ

問 高齢者支援課
☎36-1152

65歳以上の人の介護保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、所得に応じて段階的に決められています。

令和6年度の介護保険料は下表のとおりです。

第9期計画期間における国の介護保険料の標準段階は、これまでの9段階から13段階に変更されたため、本市でも13段階にしました。なお、介護保険料軽減強化として、第1段階から第3段階までの保険料の軽減措置が実施されています。

介護保険料額決定通知書を普通徴収は7月中旬、特別徴収は7月下旬に郵送します。

特別徴収(年金大引きの人)

年額18万円以上の年金を受給している人は、年金支払いの際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。年6回です。

普通徴収(窓口払いの人)

年度の途中で65歳になった人や、ほかの市区町村から転入した人、年金の年額

が18万円未満の人は、市が郵送した納付書か、口座振替で納めてください。納期は年8回です。

口座振替にする場合は、金融機関で手続きが必要です。

普通徴収の納付書は、金融機関、市役所窓口のほか、コンビニエンスストアで納付することができま

す。 また、スマートフォン決済アプリを利用して、納付書のバーコードを読み取り納付する「LINE Pay」「Pay Pay」「d払い」「auPAY」「Pay B」でも納付が可能です。

令和6年度普通徴収の納期限

期別	納期限	期別	納期限
1期	7月31日	5期	12月2日
2期	9月2日	6期	12月25日
3期	9月30日	7期	1月31日
4期	10月31日	8期	2月28日

介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、本人の所得や同じ世帯の人の市町村民税の課税状況などに応じて決定します。

所得段階区分	対 象 者	保険料年額
第1段階	●生活保護を受給している人 ●老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	19,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	32,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	46,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	60,500円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	67,200円 (月額5,600円)
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	80,700円
第7段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	87,400円
第8段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	100,800円
第9段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	114,300円
第10段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	127,700円
第11段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	141,200円
第12段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	154,600円
第13段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の人	161,300円

(注) 合計所得金額について

- ・第1段階から第5段階 給与所得が含まれる場合、給与所得金額は、所得税法の規定に基づき計算した額(租税特別措置法の規定による所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用前の額)から10万円を控除した額。
- ・第1段階から第5段階については、年金収入に係る所得を控除した額。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

南房総市役所を会場に狩猟免許試験が開催されます！ ～イノシシ・サルは、自ら獲る～

☎ 農林水産課 ☎ 33-1071



申請には、事前申し込みが必要です。事前申し込みは郵送または電子申請で先着順となります。

狩猟免許試験日程(後期)

申問 県安房地域振興事務所 ☎ 22-8711

	事前申込期間	申請書受付期間	試験日	種 類	定 員	ところ
第 6 回	・郵送受付(消印による先着順) (各回定員の2割) 9月12日～9月13日の消印のみ有効 9月20日までの到着分のみ有効 同日の消印で定員を越える応募があった場合抽選 ・電子申請(先着順) (各回定員の8割) 9月17日 正午～9月18日	10月3日 }	11月2日	わな猟	90人	県射撃場 (市原市)
第 7 回		10月11日	11月3日	第1種銃猟	60人	
第 8 回		10月25日 }	12月7日	第1種銃猟	60人	
第 9 回		11月5日	12月8日	わな猟	90人	
第10回		12月9日 }	2月2日	わな猟	90人	南房総市役所
		12月19日				

※受験できる回数は、後期(第6回～第10回)で1回のみとなります。

※郵送受付による先着順および県ホームページからの電子申請による先着順の両方に申し込みをした場合は、両方の申し込みが無効となります。

※一般社団法人千葉県猟友会において、狩猟免許試験受験者を対象とした「初心者狩猟講習会」を開催しています(受講は任意)。講習会の詳細や申込方法につきましては、千葉県猟友会ホームページをご覧ください。千葉県猟友会事務局(☎ 043-222-6033)まで直接お問い合わせください。

有害鳥獣の捕獲

有害鳥獣を捕獲して被害を防止する場合は、千葉県知事の許可が必要となります。

市では、下記の動物について千葉県から捕獲許可を受けています。

市の有害鳥獣捕獲従事者になると、有害鳥獣を自ら捕獲・処分することが可能となります。

従事者になるためには、捕獲する手段(わな・銃)に応じた狩猟免許を取得後、南房総市有害鳥獣対策協議会に加入し、千葉県から捕獲従事者証が交付された後に有害鳥獣の捕獲ができるようになります。

捕獲許可を受けている動物

イノシシ、ニホンザル、アカゲザル、ニホンザルとアカゲザルの交雑種、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、キョン、ノウサギ、ハシボソガラス・ハシブトガラス、スズメ、ドバト、ヒヨドリ、キジ(オスのみ)、マガモ・カルガモ、カワウ

狩猟免許取得補助金について

市では、有害鳥獣による農業被害を防止するため、わな猟、第1種銃猟または第2種銃猟免許の新規取得者に対して取得に要した経費を助成します。

補助対象者

市に住民票を有する人で、わな猟、第1種銃猟または第2種銃猟免許を新たに取得し、南房総市有害鳥獣対策協議会に加入した人

補助対象経費および補助金額

補助対象経費	補助率	補助限度額
初心者狩猟講習会受講料	補助対象経費の10分の10以内	30,000円
狩猟免許試験申請費用	補助対象経費の10分の10以内	5,200円

申請手続き

わな猟、第1種銃猟または第2種銃猟免許を取得した年度内に次の書類を提出してください。

- 1 南房総市有害鳥獣対策協議会入会申込書(市ホームページに掲載)
- 2 補助金申請書兼請求書(市ホームページに掲載)
- 3 狩猟免許試験申請費用の領収書の写し
- 4 初心者狩猟講習会受講料の領収書の写し
- 5 取得した狩猟免許の写し
(第1種銃猟および第2種銃猟免許の場合は、狩猟免許および銃所持許可証の写し)
- 6 本人確認ができるもの(運転免許証など)の写し

狩猟免許更新の適性検査

申問 県安房地域振興事務所 ☎22-8711

申込期間(土日祝日を除く)	とき	ところ
6月11日～6月25日	7月9日	千葉県南総文化ホール(館山市)
6月13日～6月27日	7月11日	千葉県南総文化ホール(館山市)
7月10日～7月24日	8月6日	鴨川市総合運動施設(鴨川市)

※9月14日に有効期間が満了となる狩猟免許取得者が対象です。

有害獣防護柵の購入を支援

有害獣による農作物被害に早急に対応するため、農業者が購入し農地に設置する防護柵の材料費について、次のとおり助成します。

補助要件

- ▼1か所あたりの防護柵の設置延長が、150メートル以上あること。
- ▼防護柵の設置が令和7年2月28日まで完了する予定であること。
- ▼防護柵は、市内に本支店があり、店舗居住地の領収書が発行できる事業者から購入すること。
- ▼過去に国・県・市の補助を受けて設置したのち、耐用年数が経過していない農地への設置には原則補助できませんが、新たな獣種に対応するため防護柵を追加する場合はこの限りではありません。(例…イノシシ用防護柵の上部にサル用防護柵を追加する)
- ▼ほかの補助事業との併用はできません。
- ▼購入、設置は各自で。

助成内容

基準単価の1/2または材料費の1/2のどちらか低い額を補助。

申込方法

防護柵を購入、設置する前に必ず計画書をご提出ください。計画書用紙は農林水産課などにあります。

イノシシ・サルに

出会ってしまったら…

- 近づかない!
- 刺激しない!
- 静かに立ち去る!

イノシシは本来、臆病な動物なので、何もしない限り襲ってくることはほとんどありませんが、急に動くとき驚いて襲ってくることもあります。子連れの場合は特に注意が必要です。

サルにはエサを絶対あげないでください。目を直視すると威嚇してくるため、目をそらし、後ずさりしてその場を離れましょう。

市街地にイノシシ、サルが出没したときは、

館山警察署(☎23-0110)

県安房地域振興事務所(☎22-8711)

または農林水産課(☎33-1071)

にすぐに御連絡ください。





市民提案型まちづくりチャレンジ事業 ～多彩な活動の12団体を採択～

☎ 市民課市民協働グループ ☎ 33-1005

自主的、自発的に公益的な活動に取り組んでいる市民活動団体を応援する「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」のチャレンジコースに提案した団体の公開審査会を、4月20日、とみうら元気倶楽部を会場に実施しました。今年度は「はじめの一步コース(上限5万円)」に2団体、「チャレンジコース(上限30万円)」に10団体が採択されました。採択された団体と提案事業の概要を紹介します。

はじめの一步コース（上限5万円） 2団体

①千倉里山技術研究会(千倉)～千倉の里山を第二のふるさと化プロジェクト～

東京都市圏に住み働く人たちを対象に、南房総市での体験や活動を通じて、単なる観光ではなく第二のふるさととして毎シーズンや毎年訪れる場所をつくることを目指します。

②南房総子供ミライプロジェクト(富山)～南房総エリア学力向上プロジェクト～

地域の小中学生を対象に英検などの無料授業や、ノートの取り方講座など、地域全体の学力向上、学習意欲の向上を目指します。

チャレンジコース（上限30万円） 10団体

①里山素材研究所(三芳・3年目)～“バンブーグリーンハウス”プロジェクト2024「最終章」～放置竹林の課題解決と竹のビニールハウスへの挑戦～

竹の活用方法を様々な形で挑戦し、持続可能な里山保全と資源の有効活用を実現する取り組みを実施します。

②南房総三龍亭(和田・3年目)～伝統話芸わくわくプロジェクト～

伝統話芸(落語、講談、琵琶)の魅力を子供から大人まで幅広い世代に「鑑賞・理解・体験」をとおして、人生の楽しみや個々の可能性を広げ、地域のさらなる文化の振興を目指します。

③歴史の郷へ応援団三原(和田・2年目)

～三原郷(正木氏のふる里)の歴史探求、地域活性に繋げる事業～

正木氏のふる里である、三原郷の歴史を探求するとともに、地域の歴史を市内外に発信し、PR活動を行います。

④丸山トラスト(丸山・2年目)

～獣害対策従事者の安全性向上と負担軽減にIoTを活用！TRIG TRUST(トリグトラスト) Version.2～

市内の有害鳥獣対策従事者の箱罠や括り罠に設置する発信機の製作により従事者の負担軽減と安全性の向上を図ります。

⑤不登校親の会「だいじょうぶ」(和田・1年目)～学校が苦手な子の親の会「だいじょうぶ」～

不登校の子供を抱えた親が、今の心配な気持ちや不安な気持ちを話せる場づくり、同じ悩みを持つ保護者同士の繋がりを創る場づくりを目指します。

⑥花園楽宴(和田・2年目)～和田町花園 伐採士育成プログラム～

特殊伐採技術(ツリークライミングなど)を使って、重機を使った作業が困難な樹木の整備を行うことで、里山の再生・保全を目指します。

⑦安房国TV南房総支部(千倉・2年目)～映像とWebで地域PR！～

南房総市内の観光情報や地域情報について、YouTubeチャンネルを通して動画として情報発信していきます。

⑧Flower Seed(千倉・3年目)～花と海と太陽の町プロジェクト 第4章～

千倉町川口地区休耕田対策の応援を行い、花と海と太陽の町をとり戻し地域活性化を目指します。

⑨へぐりウェルネスツーリズム(富山・1年目)

～豊かな自然とウェルネスツーリズムの魅力あふれる、へぐり周辺地域の活性化プロジェクト～

「ウェルネスツーリズム」を体感できる平群周辺地域の魅力について、オリジナルマップおよびWebサイトを作成してPRしていくことで、地域活性化を図っていきます。

⑩KIDS ARE BRIGHT PROJECT(富浦・1年目)～子どものためのサードプレイス作り～

南房総の魅力を生かした子ども達の学びの選択肢と第三の居場所を提供するための勉強会および土壌作りを行います。

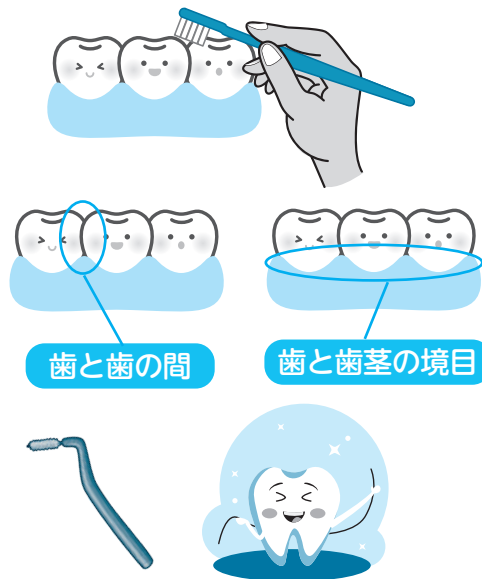
令和6年度の標語：歯を見せて 笑える今を 未来にも

歯を失う原因のほとんどがむし歯と歯周病です。歯周病は歯周病菌に感染して、歯肉などの歯を支える組織が破壊される病気です。歯肉の炎症から始まり、歯の土台となる骨まで破壊され、最終的には歯が抜けてしまいます。歯は適切な管理で一生使うことができる大切な器官です。いつまでも自分の歯でおいしく食べ、元気に過ごすため、歯と口の健康づくりに取り組みましょう。

歯周病予防のポイント

■丁寧に歯を磨きましょう

- *歯ブラシは力を入れず軽く持ち、小刻みに動かして磨きましょう。
- *汚れが残しやすい歯と歯の間、歯と歯茎の境目などは歯ブラシの毛先が届くように意識して磨きましょう。
- *歯磨きは1日3回、食後に磨く習慣をつけましょう。
- *歯ブラシの毛先が届きにくい歯と歯の間は歯間ブラシやデンタルフロスを使いましょう。
- *歯ブラシは、毛先が広がると汚れが落ちにくくなります。1か月を目安に交換しましょう。



■生活習慣を見直しましょう

不規則な生活によって免疫力が低下すると、歯周病になりやすくなります。歯周病から歯を守るため、バランスの良い食事や十分な睡眠など、普段から健康的な生活を心がけましょう。よく噛んで食べると、だ液の分泌が活発になります。だ液には口の中をきれいにする作用があり、むし歯や歯周病の予防につながります。

甘くて口に残りやすいお菓子やジュースはとり過ぎないようにし、間食も時間を決めて食べましょう。

■定期的に歯科検診を受けましょう

かかりつけ歯科医を持ち、年1～2回程度、歯科検診を受けることが大切です。むし歯・歯周病の予防や早期発見・治療につなげることができます。



熱中症

予防行動をとりましょう!

熱中症警戒アラートをチェック!

見守り・声がけ!

適切にエアコンを使おう!

こまめに水分・塩分を補給!

熱中症は誰でも危険! 油断は大敵です!

より詳しい情報は [熱中症予防情報サイト](#) 検索

国民健康保険税納税通知書 後期高齢者医療保険料額決定通知書

を送付します

問 保険年金課
☎ 33-11060

国民健康保険税に関する改正

税率の改正

広報5月号でお知らせしたとおり、令和6年度国民健康保険税の税率を改正しました。詳細は広報5月号または市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

課税限度額の引き上げ

後期高齢者支援分の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられました。

子育て世帯の保険税減免

子育て世帯の負担軽減を図るため、次のとおり保険税を減免する制度があります。

①子ども減免

減免の対象

国保に加入している18歳未満の子ども(令和6年度については、平成18年4月2日以降に生まれた人)

減免の内容

※未申告世帯を除きます。

- 均等割保険税額の2分の1を減免します。
- 軽減措置対象世帯は、軽減(7割・5割・2割)後の均等割額の2分の1を減免します。

- 減免後の税額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となります。
- 減免の申請は必要ありません。

②産前産後期間の保険税減免

減免の対象

国保に加入している出産被保険者

減免の内容

- 出産の前月から出産の翌々月の4か月相当分の均等割および所得割保険税額を減免します。双子など多胎妊娠の場合は出産の3か月前から6か月相当分を減免します。
- 軽減措置対象世帯は、軽減(7割・5割・2割)後の保険税額を減免します。

- 減免後の税額が課税限度額を超

国民健康保険税納税通知書・納期

えている場合は、課税限度額が税額となります。

- 減免は原則、申請が必要です。

普通徴収の納期は年8回(7月から翌年2月までの各月)です。

特別徴収(年金からの天引き)で納める人には7月下旬に「税額決定通知書」特別徴収開始通知書を送付します。特別徴収の納期は年6回(年金支給月)です。

なお、納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入してなくても家族が加入している場合、世帯主に納税通知書を送付します。

国民健康保険税の納め方

普通徴収

平成26年4月から原則口座振替となりましたが、口座振替が困難な場合は、納付書裏面に記載された各納付場所(市役所窓口・金融機関・コンビニエンスストア・スマホ決済アプリ・地方税お

支払サイト)で納付をお願いします。

特別徴収(年金からの天引き)

世帯主が国民健康保険の加入者で「加入者全員が65歳から74歳」などの一定の条件を満たす人は特別徴収となります。

※特別徴収を希望しない場合は、口座振替に変更することができません。詳しくは、お問い合わせください。

離職した人の軽減制度

国民健康保険の加入者で、倒産、解雇などで離職した65歳未満(離職時の年齢)の人が、雇用保険の手続きにより認定された場合、国民健康保険税が軽減されます。

軽減の概要

国民健康保険税について、離職日の翌日から翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として計算します。

手続きに必要なもの

「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」(ハローワークで事前に手続きをしてください)

軽減該当

種類	離職理由	雇用保険の受給資格者証の該当する理由コード
雇用保険の特 定受給資格者	倒産、解雇など の事由によるもの	11・12・21・22・ 31・32
雇用保険の特 定理由離職者	雇用期間満了 などによるもの	23・33・34

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付

75歳以上の人と、一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人の「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

後期高齢者医療保険料の納め方

普通徴収

普通徴収の納期は年8回（7月から翌年2月までの各月）です。納付書裏面に記載された各納付場所（市役所窓口・金融機関・コンビニエンスストア・スマホ決済アプリ）で納付をお願いします。

新たに後期高齢者医療の被保険者

となった人は、加入から当分の間、特別徴収（年金からの天引き）を開始することができないため、普通徴収となります。

国民健康保険税の口座振替をしていただいた人が、引き続き後期高齢者医療保険でも口座振替を希望する場合には、新たに口座振替の申し込みが必要です。

特別徴収（年金からの天引き）

7月下旬に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」を送付します。特別徴収の納期は年6回（年金支給月）です。

※特別徴収を希望しない場合は、口座振替に変更することができます。詳しくは、お問い合わせください。

後期高齢者医療保険料の内容

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年（令和5年中）の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額をもとに、令和6年4月から翌年3月までの12か月分（加入月数に応じて月割されます）が賦課されます。

均等割額 43,800円

所得割額 基礎控除後の総所得金額に所得割率の9.11%（令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円（年金収入額211万円相当）以下の人は令和6年度のみ8.45%）をかけた額

賦課限度額（1人あたりの保険料の最高額）73万円（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる人は80万円）

後期高齢者医療保険料の軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額の7割、5割、2割が軽減されます。

また、会社の健康保険や共済組合などの被用者保険（国民健康保険および国民健康保険組合は対象になりません）の被扶養者であった人は、均等割額が、加入後2年を経過する月まで5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、世帯の所得が低い人は、均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

※軽減の申請は必要ありません。

令和6年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期限（普通徴収）

期別	納期限	期別	納期限
1期	7月31日	5期	12月2日
2期	9月2日	6期	12月25日
3期	9月30日	7期	1月31日
4期	10月31日	8期	2月28日

※令和6年度の保険税（料）額については納税通知書などでご確認ください。

行政連絡協議会の役員決定

5月13日に各地区行政連絡協議会の役員を集め、第1回行政連絡協議会が開かれ、本会議において、次のとおり役員が選任されました。（敬称略）

役員紹介

会長



白浜地区
宇山 久男
(小戸)

副会長



和田地区
齋藤 健一
(沼)

各地区代表行政連絡員

【富浦地区】安室和宏（大宮）／福島良博（深名）／鈴木正志（原岡）
【富山地区】池田美明（平久里下）／大胡豊市郎（小澤靖夫（山田）
【三芳地区】渡邊孝喜（山名）／田村善嗣（下滝田）／軽込晃（川田）
【白浜地区】宇山久男（小戸）／竹田博男（砂取）／淵辺悦治（名倉）
【千倉地区】堀江正敏（平館）／田中一男（白子）／吉田孝道（川戸）／小笠原砂男（大川）／平井道雄（南千倉）
【丸山地区】渡辺稔（岩糸）／押本則男（御子神）／網代一夫（真野）
【和田地区】齋藤健一（沼）／尾形博（中）／鈴木和美（真浦）

11月の検針分から 水道料金を改定します

問 市水道局
☎44-4611
三芳水道企業団
☎22-3782

水道事業は皆さんからいただく水道料金で運営されています。

市内の水道事業は、昭和30年代後半から40年代にかけて各々の町村で給水を開始、地域の発展に伴い数度にわたる拡張事業を行いながら、安心・安全な水道水の安定供給を進めてまいりました。

しかしながら、給水人口の減少や経済状況などの影響を受け水需要が長期的に減少していることや、浄水場・配水施設の老朽化、石綿セメント管の更新、危機管理への対応など、様々な課題に取り組みなければならない状況にあります。

これまでも安定供給を確保するため、平成30年4月に現在の料金体系に改定するなど、経営基盤の強化に努めてまいりました。

しかし、継続的に更新費用が必要なことや、様々な世界情勢の変化に伴う物価高騰による経費の増大など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また法令では、3年から5年の適切な時期に料金の見直しが必要とされて

いますが、市では平成30年の改定から6年が経過しています。

このような状況から、市では、「水道事業経営審議会」において、令和5年7月から5回にわたり、今後の経営と料金体系について審議を進めてまいりました。

審議の結果、将来にわたって安定的な供給を確保するために「水道料金は、平均10%程度の引き上げが妥当」との答申が提出されました。

審議会ではほかにも、「市内では三芳水道企業団より供給を受けている区域があり、同じ市内で料金格差が極力生じないよう、三芳水道企業団と十分な調整を行った上で料金改定を行うこと」「使用者に対しては、十分な周知期間を確保した上で料金改定を行うこと」「高齢者の単身世帯など使用水量の少ない世帯や、地域の雇用を担う大口使用者の負担を増大させないような配慮」が求められました。

この答申をもとにした「南房総市水道事業給水条例の一部を改正する条例」が令和6年南房総市議会第1回定例会に上程され議決されました。

今回の改定では、令和6年11月の検針分(令和6年度4期)から、新しい料金体系が適用されます。

また、三芳水道企業団の給水区域である富浦地区・三芳地区についても、令和6年12月の検針分(令和6年度5期)から同額での料金改定が行われます。

引き続き、皆さんに安心・安全なおいしい水をお届けするとともに、費用縮減と経営の効率化に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

水道事業経営審議会の開催状況

	開催日	主な審議内容
第1回会議	令和5年7月29日	・水道事業の現状と予測について
第2回会議	令和5年8月22日	・水道事業の現状と予測(補足)について
第3回会議	令和5年10月13日	・水道料金単価改定試算について
第4回会議	令和5年12月11日	・水道料金単価改定について
第5回会議	令和6年1月29日	・答申(案)について

新しい料金表

水道料金表／2か月分

(税抜)

用途	基本料金				従量料金			
	メーターの口径	新料金	現行料金	増加額	使用水量	新料金	現行料金	増加額
一般用	13mm	1,640円	1,474円	+ 166円	1m ³ ～ 6m ³	90円	86円	+ 4円
	20mm	3,160円	2,794円	+ 366円	17m ³ ～ 40m ³	220円	191円	+ 29円
	25mm	4,600円	4,070円	+ 530円	41m ³ ～ 80m ³	270円	241円	+ 29円
	30mm	6,320円	5,588円	+ 732円	81m ³ ～ 200m ³	320円	286円	+ 34円
	40mm	11,520円	10,164円	+ 1,356円	201m ³ ～ 1000m ³	360円	328円	+ 32円
	50mm	17,600円	15,510円	+ 2,090円	1001m ³ ～	430円	398円	+ 32円
	75mm	43,000円	37,884円	+ 5,116円				
臨時用	一般用と同じ				1m ³ ～	430円	398円	+ 32円

※ メーターの検針を2か月おきに行うため、水道料金も2か月分の請求になります。

貯水槽水道の適切な管理をお願いします

マンションやビル、大型店舗などで、貯水槽水道をお使いの場合、受水槽以降の設備・水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を水道事業者がお届けしても、受水槽が汚れていると安心して水道水を飲んでいただくことができません。

なかでも、受水槽の有効容量が10m³以下の小規模貯水槽水道は、水道法の規制を受けないため、管理が不適切なものが見受けられます。

受水槽の有効容量が10m³を超える簡易専用水道は、水道法により1年以内ごとの清掃および検査が義務付けられていますが、小規模貯水槽水道についても、有効容量10m³を超える施設と同様に衛生管理をお願いします。

▶**水槽の清掃**／1年に1回定期的に行いましょう。

▶**施設の点検**／マンホールのふたの施錠、亀裂の有無、防虫網の設置などの点検を定期的に行いましょう。

▶**水質のチェック**／水の色や味、においなどに注意して、異常があれば水質検査をしましょう。

▶**定期検査**／管理状況について1年に1回定期的に検査を受けましょう。

貯水槽水道とは

南房総市水道局や三芳水道企業団などの水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽で受けた後、利用者に飲み水として供給される施設の総称です。なお、まったく飲み水に使用しない工業用水や消防用水、地下水(井戸水)を汲み上げて受水槽に貯めている場合は、貯水槽水道ではありません。



貯水槽水道に関するお問い合わせは・・・

●富浦・三芳地区 ➡ 三芳水道企業団業務係 ☎22-3782

●富山・白浜・千倉・丸山・和田地区 ➡ 市水道局 ☎44-4611



教育委員
庄司 美佳氏



教育長
三幣 貞夫氏

新しい任期は令和10年5月16日までの4年間です。

教育長の三幣貞夫氏が、この5月16日の任期満了に伴い、4月30日に行われた市議会第1回臨時会で、議会の同意を得て教育長として再任されました。

新しい任期は令和9年5月16日までの3年間です。

また、同様に、教育委員の庄司美佳氏も、議会の同意を得て教育委員会委員として再任されました。

**教育長
教育委員
決定**

このたび教育長としての重責をさらに担うこととなりました。新たな思いを持ち、職責を果たしてまいります。

本年4月から教育委員会に「子ども家庭センター」を設けました。これまでの「0歳から15歳までの保育・教育の展開」を更に拡充し、妊娠・出産から就学・進学・就職まで切れ目のない子育て支援の展開、市の特性を踏まえた教育環境の充実、子育て世代の交流の場づくりなどに努め、安心して子どもを産み育てられる南房総市を目指していきます。

また、公民館講座で尽力いただいている生涯学習推進員の活動のように自ら企画・運営に携わり、その知見や経験を生かす生涯学習を推進していきます。文化活動やスポーツを通して、市民の皆様のソーシャル・キャピタル(社会関係資本)が高められる環境づくりに努めてまいります。

**教育長
就任あいさつ**

個人ボランティア(清掃活動)に 登録しませんか？

令和6年2月1日から、市内の公共の場の環境美化を促進することを目的として、個人のボランティア清掃活動に、ボランティア袋を交付しています。

ボランティア袋の交付を受けたい場合は、活動前にボランティアの登録申請書と誓約書の提出が必要となります。登録は初回のみで、登録を抹消しない限り有効です。

対象となる活動／清掃活動(おもにごみ拾い)

活動場所／市内公共の場 例)道路・海岸・河川・公園など

対象となる人／個人 **提出書類**／登録申請書および誓約書

申請方法／窓口(環境保全課、朝夷行政センターまたは各地域センター)



申請に基づいて、ボランティア台帳に登録し、登録番号を付与します。その後、ボランティア袋の交付を受けて活動を行ってください(ボランティア袋の交付は毎回申請が必要)。なお、活動後のボランティア袋は最寄りの清掃センターなどへの持ち込みをお願いします。持ち込みが難しい場合には、活動者が普段使用しているごみステーションへお出しいただく事も可能です。ボランティア袋に登録番号を必ず記入いただき、ゴミ出しのルールに従ってお出してください。

犬のフンは必ず持ち帰りましょう

フン・尿の後始末は飼い主の責任です！飼い犬のフンを放置したまま持ち帰らないとの苦情が多く寄せられています。飼い犬のフンや尿で迷惑している人は少なくありません。

犬のフンの放置は条例違反となります。次のとおり散歩時のマナー遵守をお願いします。

- ・飼い犬を散歩に連れて行くときには、フンを回収するためのスコップやビニール袋、尿を洗い流すための水入りペットボトルなどを持参しましょう。
- ・散歩中にフンをしたときには、必ず自宅に持ち帰り、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。
- ・尿をしたときには、臭いが残らないように水で洗い流しましょう。
- ・放し飼い、放し散歩は絶対にやめましょう。



太陽光パネル・蓄電池を共同購入しませんか

家庭の電気料金が値上げされています。太陽光パネルの設置が「電気代の大幅な節約」に繋がることをご存じでしょうか？ 県では、みんなで集まり安心・おトクに購入できる、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業を開始します。まずは、数分の無料参加登録で設置費用をご確認ください。

参加募集期間／～令和6年8月28日



専用WEBサイト／<https://group-buy.jp/solar/chiba/home>

問 千葉県みんなのうちに太陽光事務局

☎ 0120-758-300

受付時間：10：00～18：00(土・日・祝日を除く)



みんなの
うちに
太陽光

ペットボトルキャップ回収運動 令和5年度の回収量2,424kg



ペットボトルキャップの回収にご協力いただきありがとうございます。

昨年度の回収量は2,424kgとなりました。皆様のご協力により、ごみの減量やごみ処理にかかる費用の節約などに繋がっています。

また回収業者を通じて、リサイクルメーカーへの売却益の一部が「ワクチン寄贈団体」に寄付され、途上国へワクチンが贈られています。

お願い

- ◆飲料のペットボトルキャップのみ回収しています。ほかのもの(調味料や漂白剤・洗剤の蓋、内側にプラスチック以外のものが使われているもの、金属製のものなど)は、混ぜないでください。
- ◆シールなどが貼られているものは剥がしてください。
- ◆汚れのひどいもの、劣化のひどいものは燃えるごみとして出してください。

※市役所では回収に伺いませんので、環境保全課(市役所本庁)にお持ちいただくか、朝夷行政センターまたはお近くの各地域センターまでお持ちください。

ご協力いただいた団体など



富山小学校



白浜小学校



富浦小学校



内房商工会

このほか枇杷の葉クラブ、アイリスの里、加茂青壮年楽勢会、大房岬自然の家、市部ボランティア、とみうら元気倶楽部、拓心高校ほか、多くの市民の人々にご協力いただきました。

農業委員会委員紹介

(地区別 敬称略)

問

農業委員会事務局
☎ 33-1081

農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員19人が任命されました。

5月15日の臨時総会では、農業委員会会長に加藤義明氏、会長職務代理者には石井正人氏が選任されました。また当日には、農地利用最適化推進委員26人が委嘱されました。
任期は令和9年5月2日までの3年間です。

農業委員

富浦地区(2人)



穂積 優子



和泉澤 千壽

富山地区(3人)



足達 崇



磐槻 泰夫



小澤 茂樹

三芳地区(3人)



会長
加藤 義明



岡本 秀和

白浜地区(2人)



平野 裕一



加藤 晃生



加藤 明

千倉地区(3人)



会長職務代理者
石井 正人



坂本 康臣



山口 美芳

丸山地区(3人)



西宮 哲也



石川 由利子



篠宮 徳也

和田地区(3人)



山口 昌宏



真田 和宏



長谷川 せい子

農地利用最適化推進委員

富浦地区(3人)



大場 正義



生稲 正弘



川崎 裕史

富山地区(4人)



福原 啓夫



西尾 光年



座間 徹



鈴木 嘉嶺

三芳地区(5人)



御子神 善彦



中村 友喜生



軽込 晃



多田 安廣



大森 敏明

白浜地区(2人)



五十嵐 大介



新田 和彦

千倉地区(4人)



吉田 康裕



相川 英一



石井 澄子



吉田 幸夫

丸山地区(5人)



笹子 正



鈴木 好行



庄司 清



鈴木 浩仁



吉田 栄治

和田地区(3人)



鈴木 喜行



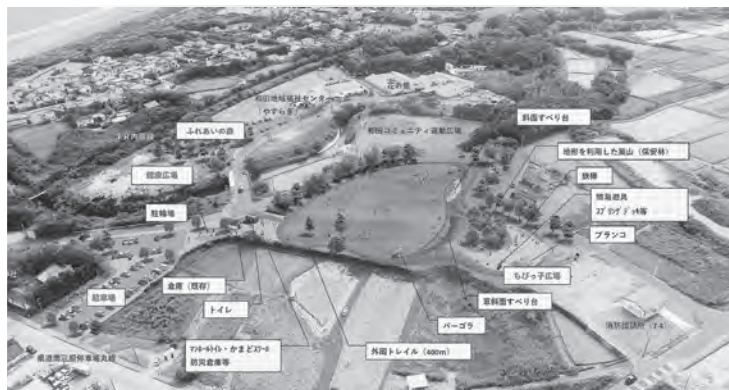
笹子 勝義



眞田 満

公園の名称を募集します！

問 学校再編整備課
☎ 46-2962



和田地区に整備中の公園の全体イメージ

応募方法

応募フォームからの応募、または応募チラシ(市ホームページからダウンロードまたは、市民課・朝夷行政センター・各地域センター窓口)に設置)に必用事項を記載し、郵便または窓口にて応募してください。なお、必要事項が記載されている場合は、任意の様式でも応募できます。

【必要事項】

- ①公園の名称(ふりがな)
- ②その名称にした理由・想い
- ③応募者の氏名(ふりがな)、年齢、住所、電話番号

応募点数

1人につき1点応募できます。

応募資格

- ・市内にお住まいの人。
- ・市に愛着のある人。

応募期間

6月13日～

7月19日まで

(郵送の場合は当日消印有効)

名称の選考方法

応募があった名称の中から、市において候補を5案程度に絞り込み、その後アンケートを実施します。

選考段階	時期(予定)
名称公募	6月13日～7月19日
市による一次選考	7月下旬～8月末
アンケート選考(二次選考)	9月中旬～10月中旬
名称選定	10月下旬

採用基準

- ・覚えやすく親しみやすいもの
- ・公園の目的、コンセプト(子どもたちから高齢者までの幅広い年齢層にわたる、遊びや健康づくりが楽しめる公園。地域の賑わいや憩いの場として明るく開放的な空間)などのイメージを損なわないもの
- ・第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないもの

選考結果

10月下旬に、市ホームページなどで公表します(採用者に対し、結果を通知する場合があります)。

※そのほか、公園のイメージの詳細や応募の注意点などは、市HPまたは応募チラシをご確認ください。



健康広場に設置される造形遊具『クジラの親子のすべり台』



応募フォーム

有料広告

カット専門店 クイックカット

安い! 早い! おもてなし

大人 1,400円 [税込] 小人 1,300円 [税込] (幼・小・中)

ぜひ一度ご来店ください!!お待ちしております。

営業時間▶9:00～18:00(受付終了17:30)
館山市国分911-1[木曜定休]

【お問合せ】090-8304-6333 ※予約制ではございません

館山パーパス シャトレーゼ 房州物流 館山店 ★当店
おどやスーパー ローソン マジカル センター館山店 館山山本店 スペース

有料広告

安房地域の解体工事お任せください

建物全体から部分的な解体まで

- ・倉庫・物置
- ・プレハブ小屋
- ・庭石・ブロック塀
- ・カーポート
- ・樹木の撤去まで

安心 丁寧 親切

AA (株)安房解体

お見積り・ご相談は無料です。土日祝日も対応できます。 館山市館山41-6

【TEL】0470-28-5205 【HP】<https://awakaitai.com/>

情報公開制度 個人情報保護制度 運用状況

問

総務課
☎ 33-1021

情報公開制度

市民参加型の市政を進めるための制度です。

市民からの請求に応じて、市が保有する文書を原則公開します。

個人情報保護制度

市民の権利と利益を保護するための制度です。

市が保有する個人情報本人の情報に限る）について、見たり、誤りを訂正したりする権利を保障します。

行政資料公開コーナー

市役所本館1階に、行政資料公開コーナーを設置しています。市の計画、刊行物、資料、県報、町史、辞典など各種資料が自由に閲覧できます。



情報公開制度の運用状況（令和5年度）

（件）

実施機関	請求件数	処理状況					審査請求
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	却下など	
市長	71	68	3	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0
合計	72	69	3	0	0	0	0

個人情報保護制度の運用状況（令和5年度）

（件）

実施機関	請求件数	処理状況					審査請求
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	却下など	
市長	3	1	2	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
合計	4	1	3	0	0	0	0

7月開始 高齢者の補聴器購入費 を助成します

問

高齢者支援課
☎ 36-1152

聴力の低下により、日常生活に支障のある高齢者が補聴器を購入する際の費用を助成します。

対象者次の要件を満たす人

- ①市内に居住し、住民登録があること
- ②65歳以上であること
- ③市民税非課税世帯であること
- ④耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること
- ⑤聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていること

対象機器／医療機器認証を取得した補聴器

助成額／購入費の1/2

（20,000円を上限）

申請書類

- ①南房総市補聴器購入費助成申請書
- ②医師の証明書
- ③医療機器認証を取得した補聴器を購入したことを証明する書類（補聴器購入の領収書、保証書など）

購入する前に、必ず、
高齢者支援課へご相談ください

●乳児相談・幼児健診・教室

問 子ども家庭支援室 ☎ 46-3112

内容	項目	対象児または内容	とき		ところ
乳児相談・幼児健診	4か月児相談	令和6年2月生まれ	7月19日	受付13:50～14:00	三芳保健福祉センター
	9か月児相談	令和5年9月生まれ		受付13:00～13:10	
	1歳6か月児健康診査	令和5年1月までに生まれた2歳未満	7月23日	個別に通知します	千倉保健センター
	3歳児健康診査	令和3年2月14日までに生まれた4歳未満	7月11日		
教室	親子ぎずなの教室（両親学級）	妊娠中の生活・出産の準備	7月7日	9:30～11:30 (9:15～9:30受付)	三芳保健福祉センター

親子ぎずなの教室 申込締切／7月4日

図書館だより

図書館 40-1120
開館時間 9:00~17:00
(水曜のみ 9:00~19:00)
休館日 月曜日・祝日・年末年始

〒295-0004 南房総市千倉町瀬戸 2340-5 <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000007208.html>

新着図書紹介

<一般書>

- ・俺たちの箱根駅伝 上・下 池井戸 潤
- ・覚悟せよ 矢野 隆
- ・斬首の森 澤村 伊智
- ・対決 月村 了衛
- ・密室法典 五十嵐 律人
- ・羅刹国通信 津原 泰水
- ・ひとつの祖国 貫井 徳郎
- ・グリフィスの傷 千早 茜
- ・Q&Aで読む縄文時代入門 山田 康弘
- ・コレステロール・中性脂肪
放っておくと「突然死」！？ 山下 静也

<児童書>

- ・エリック・カールのグリムどうわ 5つのおはなし グリム原作
- ・大阪万博1970 藤川 智子
- ・きゅうしょくたべにきました シゲリカツヒコ
- ・透明なルール 佐藤 いつ子
- ・ペット探偵事件ノート消えたまいごねこをさがせ 赤羽じゅんこ
- ・せっかちなハチドリ 安東みさえ
- ・ねがいの木 岡田 淳
- ・さかのうえのねこ いとうみく
- ・釣って食べて調べる深海魚 平坂 寛
- ・友だち関係で悩んだときに役立つ本を紹介します 河出書房新社編集

※4月中に上記を含め、新刊本は212冊入りました。

◆おはなし会のよてい◆ 絵本の読み聞かせに行ってみよう！楽しいよ！

名 称	と き		と ころ
おはなしのたね	7月6日	10:00～11:30	三芳農業環境改善センター
千倉おはなし会「しおまねき」	7月6日	10:30～11:15	市図書館
読み聞かせ教室	7月13日	10:00～11:00	和田地域福祉センター「やすらぎ」
とみうら絵本だいすきの会	7月14日	11:00～11:30	とみうら元気倶楽部
絵本おはなし会	7月20日	10:00～11:00	子ども家庭支援室「ほのぼの」
おはなしだいすき「あひるの会」	7月20日	10:30～11:30	富山岩井コミュニティセンター

「2024 えほん50」そろっています！

1年間に出版される1,000点以上の新刊絵本のなかから、公益社団法人全国学校図書館協議会(SLA)絵本委員会が「ぜひ子どもたちに読んでほしい」と厳選した、「2024えほん50」。



図書館では特設コーナーにそろえ、貸出をしています。ぜひご覧ください！
たくさんの優れた絵本との出会いの機会となれば幸いです。



毎週水曜日(祝日を除く)は、19時まで開館しています。皆様のご利用をお待ちしています。

子ども家庭支援室 ほのぼの

申 問 ☎40-5111

今月の行事をお知らせします。

会場の記載のないものは、子育て支援施設 ほのぼの(南房総市珠師ヶ谷1289番地13)で開催されます。

また、子育て相談、幼児相談、ことばの相談などは、随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

にこにこ教室

予約制

親子遊びや、製作などを紹介します。お友達づくりの場にもなっています。

定 員 各回 10組程度

ところ	と き	
(くま組・ぞう組) R 2.4.2 ~ R 4.4.1 生まれ	6月25日	10:00 ~ 10:45
(ひよこ組・りす組) R 5.4.2 ~ 生後2か月	7月18日	
(うさぎ組) R 4.4.2 ~ R 5.4.1 生まれ (くま組) R 3.4.2 ~ R 4.4.1 生まれ (ぞう組) R 2.4.2 ~ R 3.4.1 生まれ	7月24日	

※くま組・ぞう組はおはしの教室です(6月25日)
※教室の前日までにお申し込みください

出張にこにこひろば

スタッフが地域に出向いて親子の交流の場を提供する「出張にこにこひろば」を開設します。

ところ	と き
和田コミュニティセンター	6月26日 10:00 ~ 15:00
千倉保健センター	7月3日 10:00 ~ 15:00

園庭開放に遊びに来ませんか

市内5つの子ども園では、土日だけでなく雨天以外の月~金の子ども園の保育中も園庭を開放しています。また、遊びながら子育ての疑問などにお答えできるよう、ほのぼのの職員も各園を巡回します。お気軽にご利用ください。

ところ	と き
嶺南子ども園	7月10日 9:00 ~ 14:00
富浦子ども園	7月19日 10:00 ~ 15:00

ことばの相談

予約制

お子さんのことばについて気になることがありましたらことばの先生が相談を受けてくれます。お気軽にご連絡ください。

と き 7月11日 9:30 ~ 16:00

にこにこひろば

休 館 日 日曜・月曜日、祝日・年末年始
開館時間 9:30 ~ 16:00

にこにこひろばでは、親子が気軽に遊んだり、交流したりして、仲間づくりをします。子育てについてわからないことや、困っていることはスタッフが相談に応じます。

0歳から就園前までのお子さんをお待ちしています。

助産師による子育て相談

産後ケア・子育てについての相談がありましたら助産師が受けてくれます。

と き 7月4日 9:30 ~ 11:30
7月18日 9:30 ~ 11:30

親子体操教室

予約制

体操の先生と一緒に身体を動かして遊びます。

対 象 歩けるお子さん

と き 6月26日 10:00 ~ 11:00

締め切り 6月25日

と ころ 和田コミュニティセンター
(南房総市和田町仁我浦206)

と き 7月3日 10:00 ~ 11:00

締め切り 7月2日

と ころ 千倉保健センター
(南房総市千倉町瀬戸2705-1)

幼児相談

予約制

お子さんに関する心配や悩みなどがありましたら公認心理師が相談を受けてくれます。お気軽にご連絡ください。

と き 6月30日 9:15 ~ 16:15
7月25日 9:15 ~ 16:15

お誕生会

予約制

誕生月のお子さんをみんなでお祝いします。

対 象 6月生まれのお子さん

と き 6月28日 11:15 ~

締め切り 6月27日

絵本の貸し出し

南房総市図書館より絵本の貸し出しを行います。

と き 6月28日 10:45 ~ 11:15

絵本の読み聞かせ

ボランティアさんによる、絵本の読み聞かせがあります。

と き 6月28日 11:15 ~

お願い…教室ほかイベントは、市内に住所がある人が対象です。申し込みが必要な行事は締め切りまでに申し込みください。

人権相談 いじめ、家庭内の問題に関する相談 と き・ところ 7月24日 13:30～16:00 和田地域福祉センター 「やすらぎ」 問 市民課 ☎33-1051	行政相談 年金、保険などの国の行政全般に関する意見や要望 と き・ところ 7月10日 13:30～16:00 和田地域福祉センター「やすらぎ」 7月25日 13:30～16:00 とみうら元気倶楽部 問 秘書広報課 ☎33-1002	高齢者の総合相談窓口 介護・福祉・生活のことや権利擁護などの相談 と き／全地区 8:30～17:00 平日(祝日・年末年始を除く) 地区／名称／連絡先 富浦・富山 ／あんしんセンター富浦・富山 ☎20-4500 三芳／あんしんセンター三芳 ☎29-3355 白浜・千倉(土曜日も開設します) ／あんしんセンター白浜・千倉 ☎29-3711 丸山・和田 ／あんしんセンター丸山・和田 ☎28-4166
電話による 登記手続相談 不動産に関する登記手続案内 と き／毎週火・木曜日 9:00～16:00 申問 千葉地方法務局館山支局 ☎22-0620	法律相談 相続など司法書士に相談できます。 と き／7月18日 13:00～16:40 ところ／三芳農村環境改善センター 申込期間／6月21日から 定 員／5人 ※先着順 申問 社会福祉協議会 ☎29-3729	消費者相談 多重債務相談、サービス・商品に関する相談・苦情 と き／7月2日 7月16日 ※高齢者優先 10:45～16:00 申問 商工課 ☎33-1092 ※電話による相談：消費生活相談 専用番号 ☎33-4300へ。 ※相談日以外の電話相談：千葉県 消費者センター ☎047-434-0999へ
里親相談 里親制度についての相談。里親のことを知りたい、応援・支援したいなどの相談にも応じます。 と き／月～金曜日の 9:00～17:00 問 NPO法人子ども家庭サポート センターちば(オレンジの会) ☎28-4288	税務支援相談 税(所得税、法人税、相続税など)に関する無料相談です。予約は毎月末日が締切です。 と き／7月9日 10:00～15:00 ところ／法青会館3階 問 税理士会館山支部 ☎23-4132	

のうぜい

納期限7月1日

市 県 民 税 (第1期)

※お支払いには口座振替が便利です。

7月の休日当番医

安房地域医療センター(☎25-5111)は、毎日24時間体制で救急患者を受け入れていきます。そのほかの当番医は次のとおりです。

7月7日

東条病院(鴨川市) ☎04-7092-1207

平野眼科(館山市) ☎27-3636

7月14日

館山病院(館山市) ☎22-1122

花の谷クリニック(南房総市) ☎44-5303

7月15日

富山国保病院(南房総市) ☎58-0301

石川外科内科クリニック(鴨川市) ☎04-7092-5210

7月21日

鋸南病院(鋸南町) ☎55-2125

7月28日

館山病院(館山市) ☎22-1122

じんこう

5月1日時点(前月比)

総人口 34,451人(－68) 出生 5人

男 16,526人(－31) 死亡 72人

女 17,925人(－37) 転入 120人

世帯数 16,909世帯(－2) 転出 121人

予約制

マイナンバーカード夜間・休日交付

平日の午前8時30分から午後5時までの間に、カードの受取り場所へ事前にご予約ください。

次の夜間休日交付

6月の休日交付／6月9日

夜間交付／6月27日

申問 富浦・富山・三芳地区に

お住まいの人

市ホームページ

▶市民課 ☎33-1051

白浜・千倉・丸山・和田地区に

お住まいの人

▶朝夷行政センター

☎44-1111



令和6年度一般会計補正予算が可決

令和6年度一般会計補正予算(第1号)が6月の市議会定例会で可決され、一般会計予算総額は266億6,318万7千円となりました。内容は、次のとおりです。

○一般会計補正予算 第1号

歳入と歳出にそれぞれ6,018万7千円を追加しました。

大規模自然災害の発生に備え、木造住宅の耐震化補助制度の拡充および指定緊急避難場所の看板整備に要する費用を追加補正したものです。

問 企画財政課 ☎33-1001

教育委員会の事務室が 丸山分庁舎に戻ります

丸山分庁舎および丸山公民館大規模改修工事のため、丸山公民館へ移転していた教育委員会の事務室が、7月1日から丸山分庁舎に戻ります。公民館・地域センターの事務室に移転はありません。

※工事は、仮設事務所として使用していた丸山公民館の仕上げ作業を行った後に完了(7月31日予定)となります。

問 管財契約課 ☎33-1022

丸山公民館 再開のお知らせ

丸山公民館の改修工事が7月中に完了する見込みとなり、8月1日より再開する予定となります。工事期間中は、大変ご不便をおかけいたしました。

丸山公民館利用開始：8月1日(見込み)

再開にあたり、サークルなどを対象とした利用者説明会を次のとおり開催します。

と き／7月5日 10時～

ところ／丸山公民館 多目的室

施設の予約方法や、特に夜間の鍵貸し出しについて説明します。丸山公民館利用を予定しているサークルなどはご出席ください。(1団体2名まで)

詳しくは問合せ先までご連絡ください。

問 丸山公民館 ☎46-4031

有料広告

館山・南房総で
家を建てるなら。

CASA 141
CASA 141

株式会社 石井工務店
0470-22-3211
館山市北条1599

住まいづくりの第一歩は弊社ショールームへ。
お気軽にお立ち寄り下さい。

海上自衛隊 館山航空基地

ヘリコプターフェスティバル in TATEYAMA 2024を開催

と き／7月21日 ところ／海上自衛隊館山航空基地

内容／・ヘリコプターの飛行展示

- ・さまざまな種類のヘリコプターの地上展示
- ・そのほか大人から子どもまで楽しめるイベントを多数開催!

※悪天候の場合は、イベントを中止する場合があります。

※基地内に車両(四輪／自動二輪)の乗り入れはできません。(公共交通機関やシャトルバスをご利用ください)

※イオンタウン館山および館山駅からシャトルバスを運行します。

(館山駅からは、同日開催のたてやま海まちフェスタ「耐震岸壁行」のバスにご乗車ください。耐震岸壁から自衛隊基地までは徒歩5分程度です。)

詳しくは自衛隊ホームページをご確認ください。



昨年のイベントの様子

問 館山航空基地広報室

☎22-3191(内線208)

献血を実施します

と き／①7月25日 10:00～11:45

13:00～16:00

②7月31日 14:00～15:30

ところ／①市役所別館1

②千倉保健センター

問 健康推進課 ☎36-1154



有料広告

ヤマウチ 館山斎場

24時間 365日
迅速な対応をお約束します

(有)山内六三郎商店
総合受付 ☎0120-23-4171 〒294-0046 千葉県館山市新宿14
館山斎場 検索

親の会「だいじょうぶ」 参加者募集

と き／6月23日 13:30～15:30

ところ／シーフードコート白渚

(南房総市和田町白渚463-6)

対 象／学校が苦手な子供を持つ
保護者

内 容／茶話会

参加費／飲み物代(ワンドリンク注文)

申 問 公式LINE 親の会「だいじょうぶ」



紙おむつなどを支給します

市では、在宅で介護を受けている人、またはその人の介護者に対し、負担を軽減し生活の安定を図るため、介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツ)の現物を支給します。

対象者／65歳以上の要介護4または5と認定された人で、次の要件にすべて該当する人。またはその介護者(同居またはこれに準ずる状態にある人)。

①本市に居住し、住民基本台帳(外国人登録原票)に記載されている人

②在宅にて介護を受けている人

③前年度の市町村民税が非課税の世帯

支給限度額／1人1回あたり25,000円以内(年4回、5月、8月、11月、2月に現物支給)

申込期限および支給時期／7月10日まで(8月支給分)

申請方法／申請先に申請書と必要書類を提出してください。

申 問 南房総市社会福祉協議会

本 所 ☎29-3729

内房支所 ☎36-2276

朝夷支所 ☎44-3541



人権擁護委員を委嘱

市には、法務大臣が委嘱した16名の人権擁護委員がいます。

4月1日付けで新たに2名の人権擁護委員が委嘱されました。

人権擁護委員は、人権啓発活動に従事し、人権相談、市内小中学生を対象とした人権教室などを行っています。

再任



松尾和子委員
(丸山地区)



山口隆晴委員
(丸山地区)

問 市民課 ☎33-1051

水稻空中防除を実施します

水稻の病気や害虫の発生を予防するため、無人ヘリコプターによる水稻空中防除を行います。散布中は、付近に近寄らないでください。

と き／7月10日 富浦地区、7月12日 千倉地区
7月16日 富山地区、7月17日 和田地区
7月18日 富山地区・丸山地区
7月19日 丸山地区、7月22日 三芳地区
7月24日 白浜地区

全日4時から正午まで予定

※丸山地区白子の一部(千歳駅の裏側)は千倉地区の日程で行います。

※中止や延期のときは防災行政無線でお知らせします。

使用薬剤／ラブサイドK2フロアブル

そのほか／散布申込者は散布前に水田畦畔の草刈りを行ってください。

問 市植物防疫協会(農林水産課内)
☎33-1071

有料広告

白蟻・ハチ・ネズミ・ハクビシン
で困ったらコール!!

(株)リプラ・エ営

特定現況検査(蟻害・腐朽)も承っております。 **リプラエ営** 検索

本社 千葉県鴨川市江見西真門384-3 ☎0120-16-0158

有料広告

南房総地域へ移住希望者多数のため

売り物件求む

相談無料 見積無料

※まずはお気軽に電話ください※
☎04-7192-0014

(株)イワマツコーポレーション
千葉県柏市大島田421-1
●営業時間/9:00-18:00 ●定休日/無し
宅地建物取引業 千葉県知事(1)第17484号

交通事故によるけがなどで病院にかかるときは・・・

交通事故など第三者(加害者)によるけがなどで保険診療を受ける場合は、被害の状況などを保険者へ必ず届け出ることとされています。また、医療機関へかかる際は、事故による受診であることを申し出る必要があります。

この届出により、国民健康保険で保険者負担分の治療費を一時的に立て替え、後に加害者(第三者)へ請求を行います。

ただし、届出の前に「加害者(第三者)から治療費を受け取った」「示談を済ませた」場合には保険診療を受けられなくなることがありますので、お早めに保険年金課へご相談のうえ、事故日から30日以内に必要書類を提出してください。

問 保険年金課 ☎33-1060

活用しましょう！ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。

先発医薬品と比較して安価なものが多いため、患者さんの医療費の自己負担が軽くなるとともに、保険税の負担軽減にもつながります。皆さんが、将来にわたって安心して医療を受けられるよう、ジェネリック医薬品の使用促進にご協力をお願いします。

国保加入者で生活習慣病や慢性疾患などのお薬を長期服用されている人などを対象に、現在処方されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合にどれだけ医療費の自己負担の軽減につながるかをお知らせする「後発医薬品利用差額通知」を6月と11月に送付します。

※この通知は、切り替えを強制するものではありません。

※変更にあたっては必ず医師・薬剤師にご相談ください。また全ての薬に対して後発医薬品が存在するわけではありません。

問 ジェネリック医薬品差額通知コールセンター
☎0120-53-0006
(土日祝、年末年始を除く9:00～17:00)
医薬品医療機器総合機構(PMDA)「くすり相談」(ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性などに関する問い合わせ)
☎03-3506-9457
(土日祝、年末年始を除く9:00～17:00)
保険年金課 ☎33-1060

老齢基礎年金に上乗せできます！ 国民年金基金制度

国民年金基金は、自営業やフリーランスの人々がゆとりある老後を過ごせるよう、老齢基礎年金に「上乗せする」公的な年金です。

終身年金が基本となり、生涯にわたって年金を受け取ることができます。支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、税制上の優遇も受けることができます。

加入できる人

- 20歳以上60歳未満で国民年金に加入している第1号被保険者の人
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人
- 海外に居住している人で、国民年金に任意加入している人

問 全国国民年金基金首都圏支部
☎050-3665-0206

今夏取組をお願いします！ ～全国安全週間／熱中症対策について～

今年度も「全国安全週間」が7月1日から7月7日まで実施されます(準備期間：6月1日～30日)。

スローガン

『危険に気づくあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全』

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境づくりのため、労働災害防止対策の一層の推進をお願いします。

また、熱中症予防対策については、『クールワークキャンペーン』を展開します。



有料広告

白内障など手術直後の メガネのあんしん保証

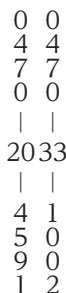
術後すぐに仕事や運転等生活でメガネが必要な方、一旦、現状の眼に合わせて作製し、その後半年間は度数変化があった際のレンズ交換が無料でできます。眼科医からの処方箋をご持参ください。

メガネの
サンアイ 本 店: 22-3388
イオン店: 23-7878
当店は国家資格、眼鏡作製技能士の在籍店で

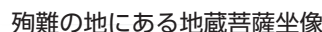




問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2963



※広告内容についての問い合わせは広告主へお願いします。



地球の上につくる家

